

日本セキュリティ・マネジメント学会国際部会規程

JSSM-2-400 2010.11.25 制定

第1条（目的）

本規程は、日本セキュリティ・マネジメント学会の定款および常任理事会・理事会規程を受けて、国際部会の構成および役割等必要な事項を定める。

第2条（構成）

国際部会は、常任理事会の承認を得た常任理事と理事および一般会員で構成され、常任理事会で任命された部会長に加えて、常任理事会の承認を得て副部会長およびウェブ委員を置く。

2. 国際部会員の任期は、役員の任期に同期するが再任を妨げない。

第3条（役割）

国際部会は、常任理事会・理事会規程に定められた国際活動を担当する。

2. 上記国際活動の中には、国際部会のウェブ・ページ（日本語および英語）の維持が含まれる。

第4条（運営）

国際活動は、国際部会員が分担することを原則とするが、必要に応じて会員及び未来の会員候補の中からボランティアを募る。

第5条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、国際部会の発議により常任理事会の決議を経て行なう。

附則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。